

平成26年5月1日  
関東森林管理局

### 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

#### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所  
芸東森林組合  
高知県室戸市吉良川町甲3947-210
- 2 指名停止期間           自 平成26年5月2日  
                                  至 平成26年8月1日（3ヵ月間）
- 3 指名停止の理由  
芸東森林組合は、平成25年6月17日付けで安芸森林管理署長と契約した「森林環境保全整備事業(柾ノ木山1151誘導伐)」の請負契約において、事業期間内での事業の完了が困難であることを理由に事業完成不能届を提出し契約解除を申し出たため、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第2号の規定に基づき、平成26年3月7日付けで契約解除に至った。  
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課   電話 027-210-1149  
担当：行政専門員